

# 簡易公募型指名競争入札のしおり

(簡易公募型指名競争入札応募調書様式)

令和2年5月

千葉県

# 令和2年5月の変更点について

令和2年5月1日以降に公表を行う委託業務に係る変更点は以下のとおりです。

## ■ 応募調書等の提出に係るファイル最大容量の変更

簡易公募型指名競争入札応募調書及び関係書類の電子入札システムによる提出できるファイル容量の合計が3.0MB以内から10.0MB以内に変更されたことを受けて改正します。

## ■ 注意事項

この『簡易公募型指名競争入札のしおり』（令和2年5月）は、令和2年5月1日以降に公表を行う委託業務から適用されます。

# 目 次

## ● 令和2年5月の変更点について

1	簡易公募型指名競争入札の概要	1
2	手続きの流れ	2
3	簡易公募型指名競争入札の手続フロー図	3
4	簡易公募型指名競争入札Q&A	4
5	最低制限価格について	6
6	低入札価格調査について	6
7	入札経過の情報提供について	6
8	苦情申立ての手続きについて	6
9	配置予定の技術者	7
10	簡易公募型指名競争入札応募調書記載例	8
11	応募に当たっての留意事項	9
12	応募調書資料・添付書類確認項目表記載例	10
〔様 式 類〕		
13	簡易公募型指名競争入札応募調書	11
14	簡易公募型指名競争入札応募調書提出におけるシステム添付書	16

※ 応募調書等様式については、千葉県庁ホームページよりダウンロードして使用してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/kanikoubo.html>

# 1 簡易公募型指名競争入札の概要

## (1) 簡易公募型指名競争入札の定義

簡易公募型指名競争入札は、入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する一つの方法で、個別案件ごとに希望を募り、応募者の中から発注者が技術審査基準及び建設工事指名業者選定基準に基づき指名業者を選定し、入札を行う方法です。

## (2) 対象委託業務

原則として、千葉県が発注する500万円以上で、政府調達に関する協定に該当する額未満の委託業務（建築関係建設コンサルタント業務又は土木関係建設コンサルタント業務）について、一部試行します。

## (3) 入札参加者の応募資格要件

入札参加者の応募資格要件は、委託業務の種類又は性質により多少異なりますが、おおむね次のとおりです。

- ① 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に当該業務が登載されている者
- ② 指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者
- ③ 発注業務と同種又は類似の業務実績のある者
- ④ 発注業務と同種又は類似の業務経験のある技術者を配置できる者
- ⑤ 事業所の所在地が一定の範囲内にある者
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ⑦ その他発注機関が定める事項

## (4) 委託業務の公表

- ① 契約担当者が掲示及び入札情報サービスへの掲載の方法で公表します。
- ② 公表場所及び公表期間は、発注委託業務を所管する部の本庁及び出先機関において、公表日を含めて10日間公表します。
- ③ 公表は毎週火曜日と金曜日に行います。

## (5) 入札応募調書の提出

発注委託業務の入札に参加を希望する方は、所定の期日までに電子入札システムにより簡易公募型指名競争入札応募調書を提出してください。

なお、具体的な提出先は、公表文の中に明記してあります。

## (6) 指名業者の選定

指名業者の選定は、応募資格要件を満たした者（適格業者）の中から技術審査基準及び建設工事指名業者選定基準に基づき選定します。

## (7) 指名業者数

指名業者数は、建設工事指名業者選定基準の発注金額に応じ決定します。

## (8) 指名通知及び非指名通知

千葉県電子入札システムにより、指名する者に対し指名通知を、指名しない者に対し非指名通知を、それぞれ発行します。

## 2 手続きの流れ

### ○主な流れ

① 参加を希望する簡易公募型指名競争入札の公表を確認します。

② 電子入札システムにアクセス

i 条件を選択し調達案件を選別

ii 応募調書等を提出

➤ 電子入札システムにより提出する場合

原則、電子入札システムの添付機能により応募調書等（添付資料含む。）を提出します。

添付資料は、県指定様式の「簡易公募型指名競争入札応募調書（別記第7号様式）」及び関係書類となります（資料は案件ごとに異なるので必ず公表を確認してください）。

また、添付できるファイル数は最大10個まで、添付ファイルの合計最大容量は10.0MBまでです。「簡易公募型指名競争入札応募調書（別記第7号様式）」（関係書類含む。）については、1つのファイルとしてまとめたうえで、電子入札システムの《応募調書》画面の添付資料において、資料を添付し提出してください。

各書類の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要です。なお、指定の容量を超過して郵送又は託送による場合は次の「電子入札システムによりがたい場合」を参照してください。

➤ 電子入札システムによりがたい場合

電子ファイルの容量超過等により、電子入札システムの添付機能による提出が行えない場合は、県指定様式の「簡易公募型指名競争入札応募調書提出におけるシステム添付書」のみを電子入札システムにより提出し、電子入札システムから発行される「応募調書受信確認通知書」を印刷します（必須）。システム添付書の添付が無い場合は、その後の電子入札システムによる手続きが行えないため必ず添付が必要です。

「応募調書受信確認通知書」を添えた「簡易公募型指名競争入札応募調書」及び関係書類に押印の上、発注機関に郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）により提出し、持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません（資料は案件ごとに異なるので必ず公表を確認してください）。

③ 電子入札システムにより応募調書受付票が送付されるので受領します。

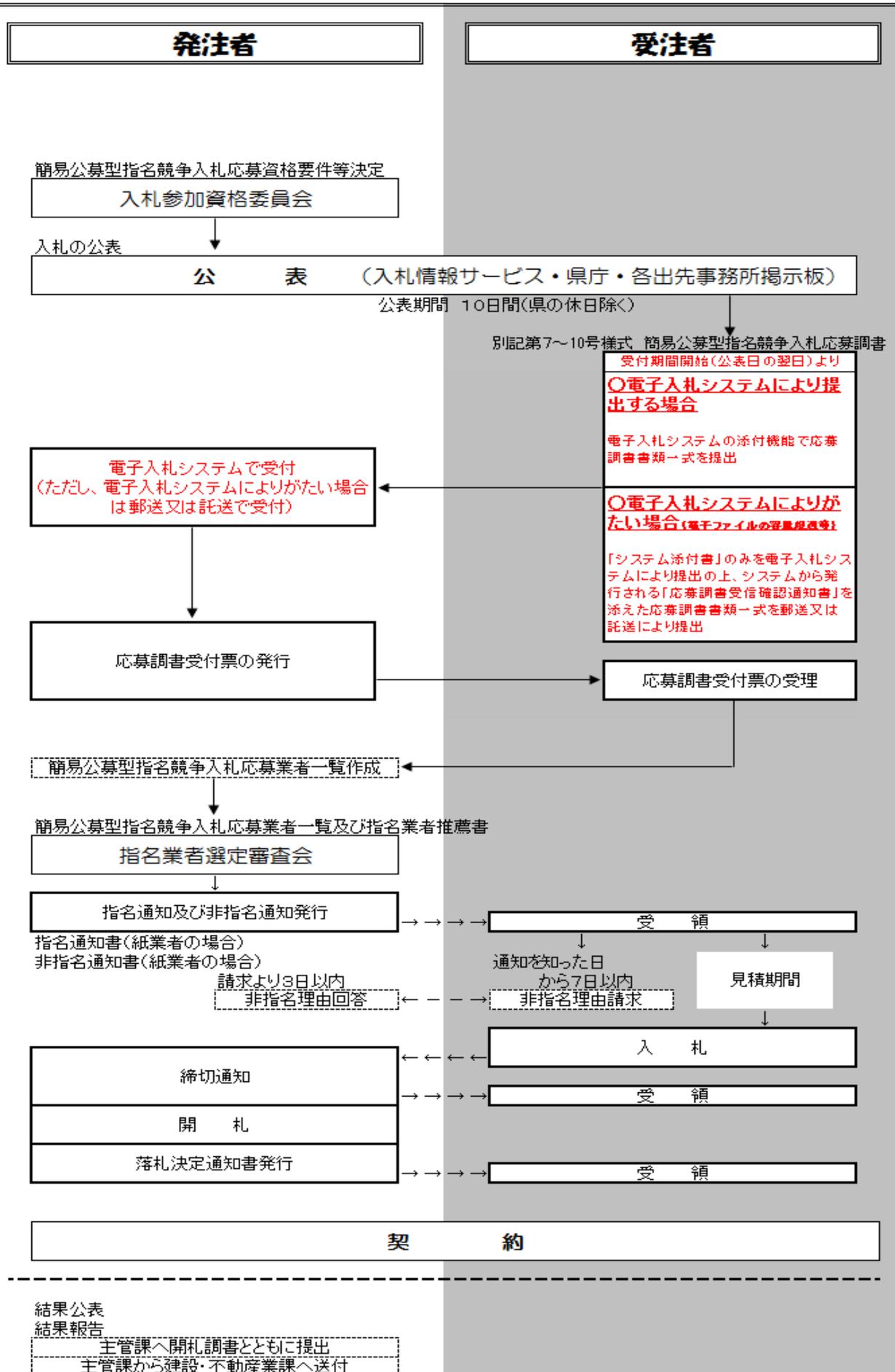
なお、受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではありません。

④ 審査を経て、電子入札システムより指名する者に対し指名通知が、指名しない者に対し非指名通知が、それぞれ発行されるので受領します。ただし、紙入札方式による場合は紙により通知します（通知日は公表に記載されています）。

⑤ 入札期間中に電子入札を行います。

⑥ 落札者決定通知が発行されます。

### 3 簡易公募型指名競争入札の手続フロー図



## 4 簡易公募型指名競争入札 Q & A

Q 1 簡易公募型指名競争入札は、誰でも応募できるのか。

A 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿の建築関係建設コンサルタント又は土木関係建設コンサルタントに登載された者で、公表に記載された応募資格要件を満たす者でなければなりません。

Q 2 簡易公募型指名競争入札は、応募すれば誰でも参加できるのか。

A 公表に記載された応募資格要件を満たす者の中から、発注者が定める技術審査基準及び建設工事指名業者選定基準に基づき選定したうえで指名します。応募したからといって必ず入札に参加できるものではありません。

Q 3 応募資格要件、技術審査基準は、誰が定めるのか。

A 千葉県建設工事等入札参加資格委員会の意見を聞いて契約担当者が決定します。

Q 4 公表文は、どこへ行けば見られるのか。

A 発注機関の掲示板に掲示します。

また、ちば電子調達システム（入札情報サービス）にも掲載します。

(URL)

[https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0P10L\\_INIT\\_Action.do](https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0P10L_INIT_Action.do)

Q 5 応募調書等の様式は、どこで入手できるのか。

A 千葉県庁ホームページよりダウンロードして使用してください。

(URL)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/kanikoubo.html>

Q 6 応募調書の作成基準日は、いつか。

A 応募者が応募調書資料を作成する基準日は、公募を行う委託業務を公表した日です。

Q 7 応募者の審査基準日は、いつか。

A 発注者が応募者を選定する審査基準日は応募期限日です。ただし、技術審査基準については公表日となります。

なお、応募資格要件を満たした者が1者の場合は、特別な事情がない限り入札を取り止めます。

Q 8 応募調書のあて先は誰か。

A 応募調書のあて名は、公表した者（＝契約担当者）と同じです。

Q 9 応募の結果は、通知されるのか。

A 応募の結果は、電子入札システムにより指名通知又は非指名通知を発行します。  
したがって、指名通知がなければ入札に参加できません。

Q10 設計図書等は、どこで見られるのか。

A 委託業務を所管する事務所等で閲覧又は入札情報サービスでダウンロードできます。  
なお、配付もしておりますので公表を御覧ください。

Q11 開札結果は、どこで確認すればよいか。

A 開札結果は、入札を行った各所属の窓口及び「入札情報サービス」で閲覧できます。

Q12 電子入札システムの使用方法はどこで分かるのか。

A 操作方法の説明は、ちば電子調達システムの「マニュアル」欄にありますのでご利用ください。

システム操作マニュアル <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPS1P30R.html>

Q13 電子入札約款はどこで見られるのか。

A 千葉県庁ホームページの「建設工事等における電子入札のしおり」に掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-suuchi/shiori/denshinyuusatsu.html>

Q14 応募調書等の提出はどのように行うのか。

A 応募調書等については、平成30年6月1日以降に入札公告を行う案件から、原則、電子入札システムの添付機能により提出します。この場合、発注機関の窓口への直接持参は不要です。

ただし、電子ファイルの容量超過等で電子入札システムによりがたい場合は、郵送又は託送により提出することができます。(具体的な提出先等は、案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください。)

## **5 最低制限価格制度について**

最低制限価格制度の対象となる委託業務は、予定価格 1,000 万円未満の建設コンサルタント業務です。

この制度では、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者のうち、最低の価格の入札者を落札者とします。

また、最低制限価格未満の入札者は失格となります。

最低制限価格制度の詳細は、千葉県ホームページ中「建設工事等・建設工事等業務委託に係る最低制限価格制度について」で確認してください。

(URL)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/saiteiseigen-1.html>

## **6 低入札価格調査について**

低入札価格調査の対象となる委託業務は、予定価格 1,000 万円以上の建設コンサルタント業務です。

詳細については千葉県ホームページ中「低入札価格調査制度について（建設工事等）」で確認してください。

(URL)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nyuu-kei/kensetsukouji/teinyuusatsu/chousataishou/kensetsu.html>

## **7 入札経過の情報提供について**

低入札価格調査が実施された場合、入札参加者(辞退者・未入札者含む)には、開札日の翌開庁日に電子入札システムにて入札経過の情報をお知らせします。

お知らせする内容は以下のとおりです。

- ① 入札参加者名を除く落札候補者の順位
- ② 入札書記載金額
- ③ 辞退・無効・未入札の状況
- ④ 低入札対象・失格の状況
- ⑤ 予定価格超過の状況

## **8 苦情申立ての手続きについて**

この入札に関し、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」（平成16年3月25日制定）に準じ苦情を申し立てることができます。

なお、苦情申立てに係る要件及び手続等の概要は、以下のとおりです。

### (1) 苦情の申立ての要件

ア 苦情の申立てができる者

簡易公募型指名競争入札の応募要件を満たした者のうち指名されなかった者

イ 苦情の申立てができる事項

当該入札において指名されなかった理由

(2) 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、当該入札の執行を担当する課長又は出先機関等の長に、「千葉県建設工事等の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」に基づく苦情申立書（第1号様式）を提出してください。

(3) 苦情の申立ての期間

非指名を通知した日から7日以内(県の休日を除く)。

(4) その他

苦情の申立てに対する回答を行ったときは、苦情申立書及び苦情の申立てに対する回答書を公表します。

## 9 配置予定の技術者

○ 配置予定技術者

落札決定後、契約にあたり技術者を定めることとなります。

その際、応募調書資料に記載した配置予定技術者を適正に配置しない場合は、契約を結ばないことがあります。

なお、応募調書資料に記載した配置予定技術者は病気、死亡、退職等極めて特別な場合であり、同等以上の技術者を配置し、発注者が業務の履行に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められません。

# 10 簡易公募型指名競争入札応募調書記載例

第7号様式（第8条第1項）

簡易公募型指名競争入札応募調書

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

〇〇土木事務所長 〇〇 〇〇 様

住 所

商号又は名称

代 表 者

(受 任 者)

印

公表文に記載の契約担当者を記載する。

受任者がいない場合は無記入とする。

簡易公募型指名競争入札応募調書の提出について

競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の11第1項の規定により準用される第167条の4第1項の規程に該当しない者であること及び応募調書の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公表年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 委託業務名 〇〇委託

3 委託業務箇所 〇〇市〇〇

4 応募調書資料記載責任者・連絡者氏名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

FAX番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

5 応募調書項目

(1) 建設コンサルタント登録規程、その他の登録規程に基づく登録状況（第8号様式）

(2) 企業の同種又は類似の業務の実績（第9号様式）

(3) 配置予定の技術者の資格、業務の経験等（第10号様式）

(4) 〇〇〇

公表文でその他発注者が求めているものがあれば番号を追加して記載する。

建築関係建設コンサルタントの者にあつては(1)は提出の必要がない。  
また、(2)も要件等で求めない場合は削除し、以降を繰り上げて記載すること。

## 1.1 応募に当たっての留意事項

### 留意事項

〔記載に当たっては公表日現在での状況を記載してください。〕

- 1 提出された応募調書資料のみでは資格等を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合があります。
- 2 同種又は類似の業務の実績及び経験は、公表文において明示した当該委託業務と同種又は類似の委託業務の受託実績及び経験についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記載してください。  
なお、配置予定技術者の経験については、業務履行の全ての期間に従事したものを対象とします。
- 3 履行期限は、事情により変更する場合があります。
- 4 入札参加を希望する者は、電子入札約款及び契約書（案）を熟読し、遵守してください。
- 5 落札者は、応募調書資料に記載された配置予定の管理技術者を当該業務委託に配置しなければなりません。
- 6 当該入札に参加するために必要な要件を満たさない者のした入札、応募調書資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。この場合において、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

### 添付資料

- 1 土木関係建設コンサルタントに登録されている者は、該当する登録部門が分かる各地方整備局の「建設コンサルタントの登録の更新（追加・削除）について（通知）」の写しを添付してください。
- 2 第9号様式及び第10号様式に同種又は類似の業務の実績又は経験として記載した業務について、当該業務がTECRISもしくはPUBDISに登録されている場合は、業務カルテの写しを添付してください。  
なお、業務カルテの写しでは同種又は類似業務の判断が困難な場合及びTECRISもしくはPUBDISに未登録の場合については、当該業務に係る契約書の写し（発注者、業務名、契約日、履行期限が確認できる部分のみ）、仕様書等の写し（業務概要及び同種又は類似業務の判定が確認できる部分のみ）、技術者通知書の写し（管理技術者として従事したことが確認できる部分）を添付してください。
- 3 配置予定管理技術者に係る社会保険標準報酬月額決定通知書の写し（直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を確認できるもの。なお、当該配置予定技術者以外の部分は、マジック等で消してください）及び配置予定技術者の資格を証明する書類（資格者証等）の写しを添付してください。
- 4 建築関係建設コンサルタント業務で技術者の実務経験を評価する場合は、応募希望者が作成する証明書（任意書式、代表者印を押印のこと）を添付してください。

## 1 2 応募調書資料・添付書類確認項目表 記載例

(応募調書資料に添付し提出すること。)

提出者名：〇〇〇〇株

項 目	確 認 欄
(1) 千葉県電子入札システムから出力した応募調書受信確認通知の写し	
(2) 該当する登録部門が分かる各地方整備局の「建設コンサルタントの登録の更新(追加・削除)について(通知)」の写し(土木関係建設コンサルタントの場合のみ)	
(3) 同種又は類似の業務の実績又は経験として記載した業務について、TECRIS もしくは PUBDIS に登録されている場合は、業務カルテの写し	
(4) 記業務カルテ以外の場合については、当該業務に係る契約書の写し(発注者、業務名、契約日、履行期限が確認できる部分のみ)、仕様書等の写し(業務概要が確認できる部分のみ)、技術者通知書の写し(管理技術者として従事したことが確認できる部分)	
(5) 配置予定管理技術者に係る社会保険標準報酬月額決定通知書の写し(当該配置予定者以外の部分は、マジック等で消してください)及び配置予定技術者の資格を証明する書類(資格者証等)の写しを添付すること。	
(6) 技術者の実務経験証明書(任意書式、 <u>代表者印を押印のこと</u> ) (建築関係建設コンサルタントの場合のみ)	
(7) その他発注者が求めるもの	

本業務に当たり必要な項目のみ記載してください

## 1 3 簡易公募型指名競争入札応募調書

第7号様式（第8条第1項）

簡易公募型指名競争入札応募調書

年 月 日

(契約担当者) 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
(受 任 者)

印

簡易公募型指名競争入札応募調書の提出について

競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の11第1項の規定により準用される第167条の4第1項の規程に該当しない者であること及び応募調書の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公表年月日 平成 年 月 日
- 2 委託業務名 \_\_\_\_\_
- 3 委託業務箇所 \_\_\_\_\_
- 4 応募調書資料記載責任者・連絡者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_  
FAX 番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

5 応募調書項目

- (1) 建設コンサルタント登録規程、その他の登録規程に基づく登録状況（第8号様式）
- (2) 企業の同種又は類似の業務の実績（第9号様式）
- (3) 配置予定の技術者の資格、業務の経験等（第10号様式）
- (4) その他

第8号様式（第8条第1項）

登録状況

提出者名：\_\_\_\_\_

登録規程等の題名	登録番号	登録年月日	登録部門

※該当する登録部門が分かる各地方整備局の「建設コンサルタントの登録の更新（追加・削除）について（通知）」の写しを添付すること。

第9号様式（第8条第1項）

企業の同種又は類似の業務の実績（\_\_件まで）

提出者名：\_\_\_\_\_

同種又は類似の 業務の実績			
業務名  (TECRIS またはPUDIS登録 番号)			
発注機関名			
契約金額（千円）			
履行期間			
業務の概要			

※本様式に関して、業務の実績が多い場合には、表を適宜修正すること。

第10号様式（第8条第1項）

配置予定技術者の資格、業務経験及び手持ち業務

提出者名：\_\_\_\_\_

配置予定の 技術者	ふりがな					生年月日：      年      月      日
	氏名					
	所属・役職					
	資格・部門等 (登録番号)			資格取得年月日		
	同種又は類似業務の経験（件まで）					
	業務名 (同種又は類似の別) (TECRISまたはPUBDIS 登録番号)	発注機関	履行期間	契約金額 (千円)	職務上 の立場	業務の概要
現在の手持ち業務（      年      月      日現在） 契約金額      万円以上						
業務名 (TECRISまたはPUBDIS登 録番号)	発注機関	履行期間	契約金額 (千円)	職務上 の立場	業務の概要	

(過去の受賞歴：評価する場合のみ記載する)

受賞した賞	受賞年月	対象施設名称	用途・規模・構造	共同体の場合の構成員

※本様式に関して、業務の経験、手持ち業務が多い場合には、表を適宜追加すること。

応募調書資料・添付書類確認項目表（応募調書資料に添付し提出すること。）

提出者名：\_\_\_\_\_

項 目	確 認 欄

## 1 4 簡易公募型指名競争入札応募調書提出におけるシステム添付書

### 簡易公募型指名競争入札応募調書提出におけるシステム添付書

申 請 者

住 所  
商号又は名称  
代表者（受任者）

下記業務の応募調書資料は、下記の理由により電子入札システムによる提出ができないため、郵送等にて提出します。

記

- 1 公 表 日           平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 委託業務名           〇〇建築工事実施設計
- 3 委託業務箇所       千葉県
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者 会社名・氏名 〇〇(株) 建設次郎  
電話番号 043(223)×××× ファクシミリ番号 043(225)××××
- 5 電子入札システムによる提出ができない理由 電子ファイルの容量を超えたため

「簡易公募型指名競争入札のしおり」

令和2年5月 発行

千葉県 県土整備部 建設・不動産課 契約・審査班

TEL 043(223)3113 FAX 043(225)4012

<http://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/index.html>

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/kanikoubo.html>

※各公告内容に関するお問い合わせは、公告に記載された連絡先までお願いいたします。